

令和4年8月31日会議提出議案一覧表

- 議案第22号 令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 令和3年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 令和3年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度鳥羽市水道事業会計決算認定について
- 報告第3号 令和3年度鳥羽市健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 令和3年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
- 報告第5号 令和3年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 報告第6号 令和3年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第7号 一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について
- 報告第8号 専決処分した事件の報告について
(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

令和4年8月31日会議提出議案概要

議案第22号 令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号）

議案第23号 令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（別紙の補正予算の概要を参照）

議案第24号 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について
（選挙管理委員会）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙公営（公費負担）の限度額を変更するため、所要の改正を行う。

<内容>

選挙運動用自動車（一般運送契約以外の契約）として使用された各日について、その使用に対し支払うべき金額の限度額を引き上げる。

	改正後	改正前	差額
自動車借入れ契約 (1日/1台)	16,100円	15,800円	300円
燃料供給契約 (1回)	7,700円	7,560円	140円

議案第25号 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
（選挙管理委員会）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙公営（公費負担）の限度額を変更するため、所要の改正を行う。

<内容>

選挙運動用ポスターの作成単価について、その作成に対し支払うべき金額の限度額を引き上げる。ただし、ポスター掲示場数の増減により単価も増減。

・改正前（※令和3年4月11日市長選挙時）

$$\frac{525 \text{ 円 } 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (78 箇所)} + 310,500 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (78 箇所)}}$$

$$\text{ポスター掲示場数 (78 箇所)}$$

$$= 4,505.8 \dots \text{ 円} \approx 4,506 \text{ 円 (単価限度額)}$$

・改正後（令和5年4月に執行予定の市議会議員選挙時）

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (77 箇所)} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (77 箇所)}}$$

$$\text{ポスター掲示場数 (77 箇所)}$$

$$= 4,648.4 \dots \text{ 円} \approx 4,649 \text{ 円 (単価限度額)}$$

議案第26号 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

(選挙管理委員会)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙公営（公費負担）の限度額を変更するため、所要の改正を行う。

<内容>

選挙運動用ビラの作成単価について、その作成に対し支払うべき金額の限度額を引き上げる。

	改正後	改正前	差額
作成単価（1枚）	7円73銭	7円51銭	22銭

議案第27号 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(総務課)

令和3年8月の人事院勧告において、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、これに伴い人事院規則等が改正されたことから、本市においても国家公務員の措置に準じて所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・非常勤職員について育児休業の取得要件の緩和等
- ・施行日：令和4年10月1日

議案第28号 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習課)

鳥羽市民体育館メインアリーナの冷暖房料金を定める。

- ・施行日：令和5年4月1日

議案第29号 令和3年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(水道課)

令和3年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

<内容>

令和3年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金2億8,812万1,662円のうち3,948万7,792円を減債積立金に、3,000万円を建設改良積立金に積み立て、2億1,863万3,870円を自己資本金に組み入れる。

認定第 1号 令和3年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

(企画財政課)

令和3年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について監査委員の審査に付したので、その意見を付けて議会の承認を求める。

(単位：千円)

会計区分		歳入	歳出	翌年度繰越財源	実質収支
一般会計		13,708,725	12,825,420	13,277	870,028
特別会計	国民健康保険事業	3,003,784	2,908,756		95,028
	介護保険事業	2,852,650	2,799,918		52,732
	定期航路事業	591,237	591,236		1
	特定環境保全公共下水道事業	147,588	147,587		1
	後期高齢者医療	545,130	540,015		5,115
合計（一般＋特別）		20,849,114	19,812,932	13,277	1,022,905

認定第 2号 令和3年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

(水道課)

(1) 収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入決算額 1,132,113

支出決算額 1,041,610

差引 90,503

当年度純利益 69,488 (損益計算書より)

(2) 資本的収入及び支出

収入決算額 121,577

支出決算額 381,433

差引 Δ 259,856

<補てん財源>

当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額 20,670

過年度分損益勘定留保資金 20,552

減債積立金 153,009

建設改良積立金 65,625

報告第 3号 令和3年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

(企画財政課)

- ・実質赤字比率 －% (黒字のため)
- ・連結実質赤字比率 －% (黒字のため)
- ・実質公債費比率 8.5%
- ・将来負担比率 30.3%

報告第 4号 令和3年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について

(定期船課)

－ % (資金不足額が生じないため)

報告第 5号 令和3年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

(水道課)

－ % (資金不足額が生じないため)

報告第 6号 令和3年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について

(水道課)

－ % (資金不足額が生じないため)

報告第 7号 一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

(別紙の各予算書・決算書を参照)

報告第 8号 専決処分した事件の報告について

(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

(定期船課)

令和4年6月6日午前11時20分頃、鳥羽マリンターミナル荷物取扱所前において、停車中の車両に対し、風にあおられた荷物が接触し破損させたので、市はその損害について和解し、賠償した。

損害賠償額：44,000円

相手方：

